

令和 7 年度特別養護老人ホーム等の整備について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第 9 期奈良県介護保険事業支援計画（R 6 ～ R 8）（以下「9 期計画」という。）に基づき、以下の施設の創設及び増設並びに特別養護老人ホームに併設するショートステイから特別養護老人ホームへの転換を募集する。

2 募集施設

- （１）特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）
- （２）特養に併設するショートステイから特養への転換
（以下、「ショート転換」という。）
- （３）介護老人保健施設（以下、「老健」という。）
- （４）介護医療院（以下、「医療院」という。）
- （５）特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設」という。）

3 9 期計画の整備計画床数及び今年度の募集床数

施設の種類	9 期計画の整備計画床数 [床]	R 7 年度の募集床数 [床]
（１）特養	1 5 0	3 0
（２）ショート 転換※ 1		
（３）老健	4 0	8
（４）医療院	5 0	5 0
（５）特定施設	1 6 0	1 5 4

※ 1 ショート転換の選定上限は募集床数から特養の選定数を差し引いた床数とする。

4 利用可能な補助金（別途申請が必要）

【県単独補助】

（施設整備）

特養： 2, 4 0 0 [千円／床]（※ 1）

ショート： 1, 1 5 0 [千円／床]（※ 2）（※ 3）

【地域医療介護総合確保基金を活用した補助】

（施設整備）

小規模（定員29名以下）な老健及び医療院 66,000 [千円／施設]
小規模（定員29名以下）な介護付きホーム（※4）

5,280 [千円／施設]

（開設準備）

989 [千円／床]（※3）

- ※1 ユニット型個室に限り、補助対象とする。
- ※2 ユニット型特養の整備に合わせてユニット型併設ショートを整備する場合、15床以内に補助する。ただし、令和4年度にショート転換を行った市町村については、ショート整備が必要な理由を説明すること。なお、補助対象外で15床を超える整備可。
- ※3 ショート転換の利用可能な補助金はなし。
- ※4 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの

5 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

6 提出期限

令和7年5月30日（金）17:00必着（郵送又は持参に限る。）

7 募集施設の応募要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たすこと。

- （1）整備予定地が土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）でないこと。
- （2）整備予定地が土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等（「以下、「災害イエローゾーン」という。」）である場合、防災対策工事により、開設時点で当該地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、以下の要件を満たしていること。

ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

- a 整備予定地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- b 市町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の整備を認めない場合、必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 整備予定地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定する被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、7（2）アのc及びdに該当すること

（3）原則として令和9年4月1日までに開設する計画であること。（ショート転換を除く。）、ショート転換は令和8年4月1日までに開設する計画であること。

（4）整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示し、制限解除が見込まれること。

（5）整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。

（6）開設時及び開設後に入所定員に応じた職員を確保し適正な運営ができる見込みがあること。

（7）施設整備費（改修費を含む。）及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。

（8）運転資金として、施設運営費の年間事業費の3／12以上の自己資金（又は寄付金）を確保していること。

（9）財源に借入金を予定している場合は、金融機関と協議がされ、その融資が確実に見込まれること。

（10）既存の施設を運営している法人にあっては、以下の要件を全て満たすこと。

ア 令和6年度における同じ種類の施設において、定員に対する利用率が原則令和6年4月1日時点の県内平均利用率を超えていること（同じ種類の施設を複数運営している場合は令和6年度の各々の施設の定員に対する利用率とする）。

イ 令和4年度から令和6年度までの国・県・市等による監査結果が良好であり、指導及び指摘事項が改善されていること。

ウ 業務継続計画（BCP、災害・感染）を策定していること。

なお、ショート転換は以下の要件も満たすこと。

エ ショート転換が、所在市町村の第9期介護保険事業計画に定める短期入

所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス見込み量と整合性があること。

オ ショート転換を計画するショートステイ床（以下「転換ショート床」という。）の利用者のショートステイの利用について、ショート転換後に支障が生じないこと。

カ 地域密着型特養に併設するショートステイ床の転換でないこと。

キ 転換ショート床は、令和３年３月３１日以前に事業開始したものであること。なお、ショート転換時点で事業開始日から、１０年を経過していないもののうち、補助金の交付を受けているものについては、補助金の返還が必要であることに留意すること。

ク 転換ショート床が、ユニット型施設の場合、ユニット単位の転換であること。

ケ 転換ショート床は個室であること。（夫婦用２人床は一定の条件を満たす場合に限る）

８ 募集施設毎の応募要件等

「７ 募集施設の応募要件」に加え、施設の種類毎に以下の要件等を満たすこと。

（１）特養

ア 地域密着型特養（入所定員が２９人以下の特養）の整備でないこと。

イ 整備予定地に、抵当権や根抵当権の設定がされていないこと。（「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日老発第７９４号）における「第５ その他（１）」に基づき、所管行政庁の承認されているものあるいは福祉医療機構において同規定に基づく所管行政庁の承認と同等の審査を終了しているものは除く。なお、所管行政庁の承認されているものは所管行政庁の承認通知等を提出すること。）

ウ 個室の整備の計画であること。（夫婦用２人床は一定の条件を満たす場合に限る。）

（２）ショート転換

特養の選定数により床数が変わる可能性があることに留意すること。（３ 募集床数の※１を参照）

（３）老健

なし

（４）医療院

なし

(5) 特定施設

- ア 混合型特定施設入居者生活介護（入居者が要介護者、その配偶者、その他厚生労働省令で定める者に限られる「介護専用型特定施設入居者生活介護」以外のものをいう。）であること。
- イ 施設の定員全体を指定するものとし、定員の一部を指定するものでないこと。

9 留意事項

- (1) 各市町村介護保険事業計画と整合性が図られているか確認すること。
- (2) 市町村は、事業者から整備計画について十分に確認するとともに、事業者が納税していることを確認すること。
- (3) 整備要望受付後、整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。（ヒアリング日程については、改めて連絡する。）
- (4) 整備要望について、同一種類で複数要望する場合は、様式1において、必ず市町村で種類毎に順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は、整備計画を受理しない。
- (5) 整備要望について、同一種類で複数要望する場合、整備要望の合計床数が当該年度の募集床数以内であること。例えば、特定施設で2つの要望をする場合、順位1位の要望床数が100床なら、順位2位の要望床数は最大で54床（今年度の募集床数から順位1位の要望床数を差し引いたもの）となる。
- (6) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別紙2の「整備要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの（受付後に県が採点上、必要と判断し、指示したものを除く）は一切認めないので十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- (7) 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- (8) 選定後のスケジュールの目安については、資料2を参照のこと。
- (9) 「整備」という意味には、既存施設を取得して活用することも含まれる。（資金計画の策定の際には、既存施設の取得費も含めて適切に策定すること。但し、当該取得費は補助金対象外）
- (10) 既存施設を活用し増床する場合は、別紙1の「既存施設で増床」を参照すること。
- (11) 応募のあった整備計画は、別紙2「整備要望の評価・選定について」に基づき評価する。ただし、募集床数は県全圏域を1圏域とした総数である

ことから、「奈良圏域」を含めて9期計画との調整を図ったうえで、県では「奈良圏域以外の4圏域」について最終的な選定を行う。(令和7年10月頃選定結果を市町村に通知予定)

10 圏域

圏域名	圏域内の市町村
奈良	奈良市
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村